

令和7年度における過労死等の労災補償状況（沖縄労働局分）

令和7年度の過労死等（※1）の労災補償状況を取りまとめたので公表します。

【概況】

- 過労死等に関する請求件数 64件（前年度比＋16件）
- 決定件数（※2） 47件（前年度比＋12件）
- 支給決定件数（※2） 20件（前年度比＋10件）

1 脳・心臓疾患の労災補償状況

請求件数 11件（前年度比＋2件）
決定件数（※2） 6件（前年度比－4件）
支給決定件数（※2） 1件（前年度比－3件）

2 精神障害の労災補償状況

請求件数 53件（前年度比＋14件）
決定件数（※2） 41件（前年度比＋16件）
支給決定件数（※2） 19件（前年度比＋13件）

（詳細は次頁以降の各表をご参照ください。）

※1 「過労死等」とは、過労死等防止対策推進法第2条において、「業務における過重な負荷による脳血管疾患若しくは心臓疾患を原因とする死亡若しくは業務における強い心理的負荷による精神障害を原因とする死亡又はこれらの脳血管疾患若しくは心臓疾患若しくは精神障害をいう」と定義されています。

※2 決定件数は、令和7年度内に業務上または業務外の決定を行った件数であり、このうち令和7年度中に「業務上」と決定した件数が支給決定件数です。決定件数及び支給決定件数は、令和7年度以前に請求があったものを含みます。

【照会先】

労働基準部労災補償課
電話：098（868）3559

表1-1 脳・心臓疾患の労災補償状況 (件)

年度		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
区分	請求件数	3 (1)	14 (7)	12 (3)	9 (1)	11 (3)
	決定件数	2 (0)	6 (2)	5 (3)	10 (2)	6 (1)
	うち支給決定件数	1 (0)	2 (0)	2 (1)	4 (0)	1 (0)
	(認定率)	50.0% (0.0%)	33.3% (0.0%)	40.0% (33.3%)	40.0% (0.0%)	16.7% (0.0%)

注 1 決定件数は、当該年度内に業務上又は業務外の決定を行った件数で、当該年度以前に請求があったものを含む。
 2 支給決定件数は、決定件数のうち「業務上」と認定した件数である。
 3 認定率は、支給決定件数を決定件数で除した数である。
 4 ()内は女性の件数で、内数である。なお、認定率の()内は、女性の支給決定件数を決定件数で除した数である。

図1-1 脳・心臓疾患の請求、決定及び支給決定件数の推移

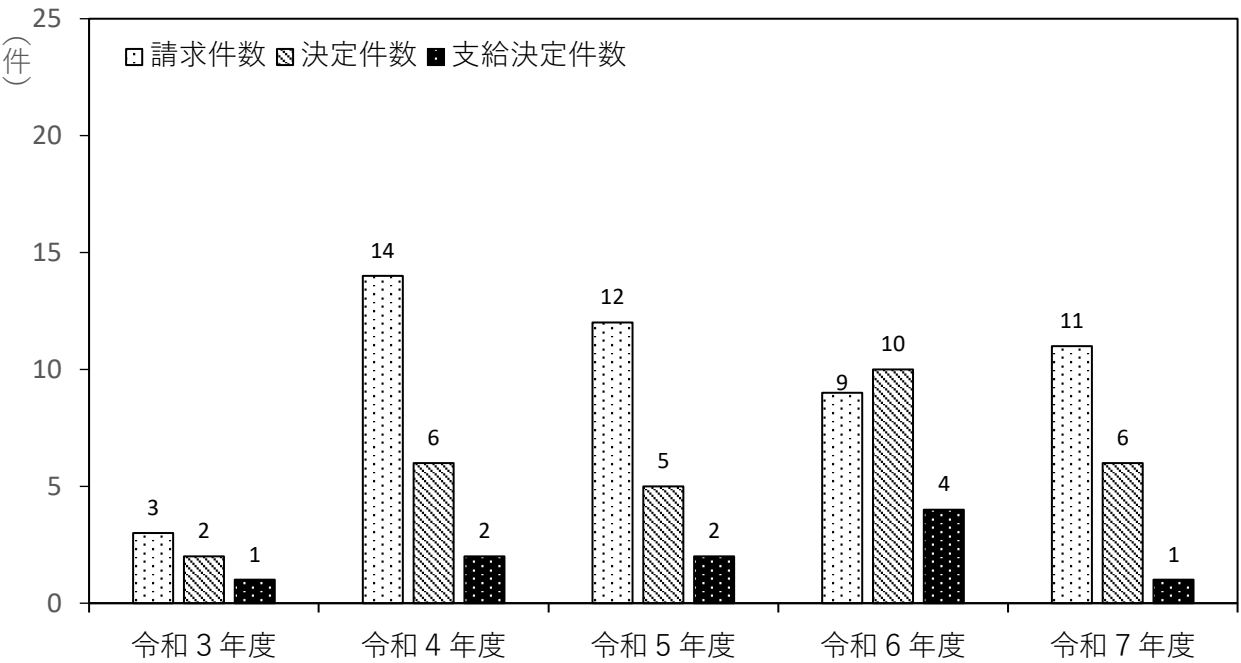


表1-2 脳・心臓疾患の業種別請求、決定及び支給決定件数 (件)

業種(大分類) \ 年度	令和6年度			令和7年度		
	請求件数	決定件数	うち支給決定件数	請求件数	決定件数	うち支給決定件数
農業、林業・漁業・鉱業、採石業、砂利採取業	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
製造業	1 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	1 (0)	0 (0)
建設業	1 (0)	2 (0)	1 (0)	1 (0)	1 (0)	0 (0)
運輸業、郵便業	1 (0)	1 (0)	0 (0)	1 (0)	1 (0)	0 (0)
卸売業、小売業	2 (0)	3 (0)	2 (0)	1 (0)	1 (0)	0 (0)
金融業、保険業	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
教育、学習支援業	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
医療、福祉	1 (0)	2 (1)	0 (0)	1 (1)	0 (0)	0 (0)
情報通信業	2 (1)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	1 (1)	0 (0)
宿泊業、飲食サービス業	1 (0)	2 (1)	1 (0)	1 (0)	0 (0)	0 (0)
その他の事業(上記以外の事業)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	6 (2)	1 (0)	1 (0)
合 計	9 (1)	10 (2)	4 (0)	11 (3)	6 (1)	1 (0)

注 1 業種については、「日本標準産業分類(大分類)」による。

2 ()内は女性の件数で、内数である。

表1-3 脳・心臓疾患の職種別請求、決定及び支給決定件数 (件)

職種(大分類) \ 年度	令和6年度			令和7年度		
	請求件数	決定件数	うち支給決定件数	請求件数	決定件数	うち支給決定件数
専門的・技術的職業従事者	3 (1)	3 (1)	0 (0)	3 (2)	2 (1)	1 (0)
管理的職業従事者	1 (0)	1 (0)	1 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
事務従事者	0 (0)	2 (0)	1 (0)	1 (1)	0 (0)	0 (0)
販売従事者	1 (0)	2 (0)	1 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
サービス職業従事者	1 (0)	2 (1)	1 (0)	3 (0)	0 (0)	0 (0)
輸送・機械運転従事者	2 (0)	0 (0)	0 (0)	1 (0)	2 (0)	0 (0)
生産工程従事者	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
運搬・清掃・包装等従事者	1 (0)	0 (0)	0 (0)	2 (0)	1 (0)	0 (0)
建設・採掘従事者	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
その他の職種(上記以外の職種)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	1 (0)	1 (0)	0 (0)
合 計	9 (1)	10 (2)	4 (0)	11 (3)	6 (1)	1 (0)

注 1 業種については、「日本標準産業分類(大分類)」による。

2 ()内は女性の件数で、内数である。

表1-4 脳・心臓疾患の年齢別請求、決定及び支給決定件数 (件)

年度 年齢	令和6年度			令和7年度		
	請求件数	決定件数	うち支給決定件数	請求件数	決定件数	うち支給決定件数
19 歳 以 下	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
20 ～ 29 歳	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
30 ～ 39 歳	1 (0)	0 (0)	0 (0)	1 (0)	1 (0)	1 (0)
40 ～ 49 歳	3 (0)	3 (0)	3 (0)	2 (1)	1 (0)	0 (0)
50 ～ 59 歳	5 (1)	3 (0)	0 (0)	3 (0)	3 (1)	0 (0)
60 歳 以 上	0 (0)	4 (2)	1 (0)	5 (2)	1 (0)	0 (0)
合 計	9 (1)	10 (2)	4 (0)	11 (3)	6 (1)	1 (0)

注 ()内は女性の件数で、内数である。

表1-5 脳・心臓疾患の時間外労働時間別(1か月又は2～6か月における1か月平均)支給決定件数 (件)

年度		令和6年度						令和7年度					
区分	評価期間	評価期間1か月		評価期間2～6か月 (1か月平均)		合計		評価期間1か月		評価期間2～6か月 (1か月平均)		合計	
		うち死亡		うち死亡		うち死亡		うち死亡		うち死亡		うち死亡	
45 時 間 未 満		0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
45 時 間 以 上 ～ 60 時 間 未 満		0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
60 時 間 以 上 ～ 80 時 間 未 満		0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
80 時 間 以 上 ～ 100 時 間 未 満		1 (0)	0 (0)	2 (0)	0 (0)	3 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
100 時 間 以 上 ～ 120 時 間 未 満		0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
120 時 間 以 上 ～ 140 時 間 未 満		0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
140 時 間 以 上 ～ 160 時 間 未 満		0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
160 時 間 以 上		0 (0)	0 (0)	1 (0)	1 (0)	1 (0)	1 (0)	1 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	1 (0)	0 (0)
その他(短時間の過重 業務・異常な出来事)		0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
合 計		1 (0)	0 (0)	3 (0)	1 (0)	4 (0)	1 (0)	1 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	1 (0)	0 (0)

注 1 「評価期間1か月」の件数は、脳・心臓疾患の発症前1か月間の時間外労働時間を評価して支給決定された件数である。
2 「評価期間2～6か月」の件数は、脳・心臓疾患の発症前2か月間ないし6か月間における1か月間平均時間外労働時間を評価して支給決定された件数である。
3 ()内は女性の件数で、内数である。
4 「評価期間1か月間」については100時間未満、「評価期間2～6か月間」については80時間未満で支給決定した事案は、以下の労働時間以外の負荷要因を認め、客観的かつ総合的に判断したものも含む。
・勤務時間の不規則性(拘束時間の長い勤務、休日のない連続勤務、勤務間インターバルが短い勤務、不規則な勤務・交替制勤務・深夜勤務)、事業場外における移動を伴う業務(出張の多い業務、その他事業場外における移動を伴う業務)、心理的負荷を伴う業務、身体的負荷を伴う業務、作業環境(温度環境、騒音)

表2－1 精神障害の労災補償状況 (件)

年度		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
区分						
精神障害	請求件数	30 (9)	33 (18)	35 (15)	39 (21)	53 (27)
	決定件数	19 (9)	27 (10)	29 (14)	25 (16)	41 (22)
	うち支給決定件数	7 (2)	10 (3)	10 (3)	6 (3)	19 (9)
	(認定率)	36.8% (22.2%)	37.0% (30.0%)	34.5% (21.4%)	24.0% (18.8%)	46.3% (40.9%)
うち自殺	請求件数	3 (0)	2 (2)	2 (0)	2 (0)	0 (0)
	決定件数	1 (1)	3 (0)	2 (2)	0 (0)	2 (0)
	うち支給決定件数	0 (0)	3 (0)	0 (0)	0 (0)	1 (0)
	(認定率)	0.0% (0.0%)	100.0% (0.0%)	0.0% (0.0%)	0.0% (0.0%)	50.0% (0.0%)

注 1 決定件数は、当該年度内に業務上又は業務外の決定を行った件数で、当該年度以前に請求があったものを含む。
2 支給決定件数は、決定件数のうち「業務上」と認定した件数である。
3 認定率は、支給決定件数を決定件数で除した数である。
4 ()内は女性の件数で、内数である。なお、認定率の()内は、女性の支給決定件数を決定件数で除した数である。
5 自殺は、未遂を含む件数である。

図2－1 精神障害の請求、決定及び支給決定件数の推移

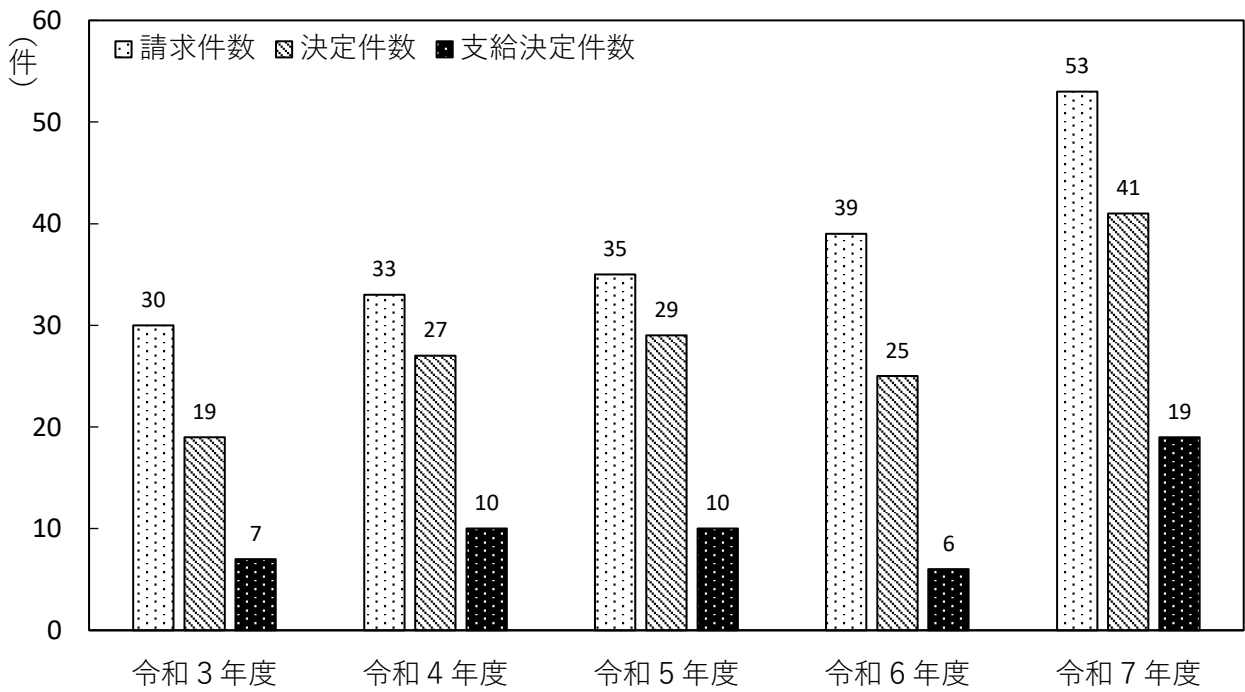


表2-2 精神障害の業種別請求、決定及び支給決定件数 (件)

業種(大分類) \ 年度	令和6年度			令和7年度		
	請求件数	決定件数	うち支給決定件数	請求件数	決定件数	うち支給決定件数
農業・林業・漁業、鉱業、採石業、砂利採取業	0 (0)	1 (1)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
製造業	2 (1)	1 (1)	1 (1)	1 (0)	0 (0)	0 (0)
建設業	4 (1)	0 (0)	0 (0)	6 (1)	4 (1)	2 (1)
運輸業、郵便業	1 (0)	0 (0)	0 (0)	3 (2)	2 (0)	1 (0)
卸売業、小売業	5 (2)	5 (0)	3 (0)	4 (4)	6 (4)	2 (1)
金融業、保険業	0 (0)	0 (0)	0 (0)	1 (1)	2 (1)	2 (1)
教育、学習支援業	0 (0)	3 (2)	0 (0)	4 (2)	1 (1)	0 (0)
医療、福祉	16 (12)	7 (5)	1 (1)	18 (11)	13 (10)	6 (5)
情報通信業	3 (2)	1 (1)	1 (1)	0 (0)	2 (1)	0 (0)
宿泊業、飲食サービス業	1 (0)	1 (1)	0 (0)	6 (3)	4 (1)	3 (0)
その他の事業(上記以外の事業)	7 (3)	6 (5)	0 (0)	10 (3)	7 (3)	3 (1)
合 計	39 (21)	25 (16)	6 (3)	53 (27)	41 (22)	19 (9)

注 1 業種については、「日本標準産業分類(大分類)」により分類している。
2 ()内は女性の件数で、内数である。

表2-3 精神障害の職種別請求、決定及び支給決定件数 (件)

職種(大分類) \ 年度	令和6年度			令和7年度		
	請求件数	決定件数	うち支給決定件数	請求件数	決定件数	うち支給決定件数
専門的・技術的職業従事者	15 (10)	8 (4)	2 (1)	14 (9)	11 (8)	6 (4)
管理的職業従事者	3 (1)	1 (1)	1 (1)	8 (2)	4 (1)	4 (1)
事務従事者	4 (2)	9 (7)	2 (1)	7 (6)	4 (2)	2 (1)
販売従事者	4 (2)	0 (0)	0 (0)	3 (3)	6 (4)	1 (1)
サービス職業従事者	8 (4)	4 (3)	0 (0)	17 (7)	10 (6)	4 (2)
輸送・機械運転従事者	1 (0)	0 (0)	0 (0)	2 (0)	2 (0)	1 (0)
生産工程従事者	0 (0)	2 (0)	1 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
運搬・清掃・包装等従事者	2 (1)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	2 (1)	0 (0)
建設・採掘従事者	1 (0)	0 (0)	0 (0)	2 (0)	2 (0)	1 (0)
その他の職種(上記以外の職種)	1 (1)	1 (1)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
合 計	39 (21)	25 (16)	6 (3)	53 (27)	41 (22)	19 (9)

注 1 職種については、「日本標準職業分類」により分類している。
2 ()内は女性の件数で、内数である。

表2-4 精神障害の年齢別請求、決定及び支給決定件数 (件)

年度 年齢	令和6年度			令和7年度		
	請求件数	決定件数	うち支給決定件数	請求件数	決定件数	うち支給決定件数
19 歳 以 下	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
20 ～ 29 歳	3 (3)	4 (4)	0 (0)	6 (6)	4 (4)	2 (2)
30 ～ 39 歳	17 (7)	2 (1)	0 (0)	10 (2)	15 (7)	5 (3)
40 ～ 49 歳	12 (7)	8 (3)	2 (0)	18 (9)	14 (8)	7 (3)
50 ～ 59 歳	5 (3)	8 (6)	2 (2)	17 (9)	7 (3)	4 (1)
60 歳 以 上	2 (1)	3 (2)	2 (1)	2 (1)	1 (0)	1 (0)
合 計	39(21)	25(16)	6 (3)	53(27)	41(22)	19 (9)

注 1 自殺は、未遂を含む件数である。
2 ()内は女性の件数で、内数である。

表2-5 精神障害の時間外労働時間別(1か月平均)支給決定件数 (件)

年度 区分	令和6年度		令和7年度	
		うち自殺		うち自殺
20 時 間 未 満	1 (0)	0 (0)	2 (1)	0 (0)
20 時間以上～ 40 時間未満	1 (1)	0 (0)	3 (1)	0 (0)
40 時間以上～ 60 時間未満	0 (0)	0 (0)	1 (0)	0 (0)
60 時間以上～ 80 時間未満	0 (0)	0 (0)	1 (1)	0 (0)
80 時間以上～ 100 時間未満	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
100 時間以上～ 120 時間未満	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
120 時間以上～ 140 時間未満	1 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
140 時間以上～ 160 時間未満	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
160 時 間 以 上	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
そ の 他	3 (2)	0 (0)	12 (6)	1 (0)
合 計	6 (3)	0 (0)	19 (9)	1 (0)

注 1 本表は、支給決定事案ごとに心理的負荷の評価期間における1か月平均の時間外労働時間数を算出し、区分したものである。
2 その他の件数は、出来事による心理的負荷が極度であると認められる事案等、労働時間を調査するまでもなく明らかに業務上と判断した事案の件数である。
3 自殺は、未遂を含む件数である。
4 ()内は女性の件数で、内数である。